

那須塩原市 議会だより

第40号

平成24年2月20日発行

栃木県那須塩原市

議会だより編集委員会

議会事務局

TEL0287-62-7181

12月定例会のあらまし 2

各議員の議案に対する賛否の状況 6

陳情審議結果 7

各委員会所管事務調査報告、請願・陳情の提出のしかた 8

2月臨時会のあらまし、議員紹介 10

ここが聞きたい! ~会派代表質問&市政一般質問~ 11

議会日誌 19

平成23年第6回 定例会

11月30日～12月20日

全24案件

すべて原案のとおり可決

—定例会のあらまし—

平成23年第6回那須塩原市議会定例会は、11月30日から12月20日までの21日間にわたり開催されました。

市長からは、平成23年度補正予算案件7件、条例の改正案件6件、報告案件3件、その他の案件5件の合計21件が提出されました。

補正予算や条例案件等については、各常任委員会で集中審査を行い、本会議における審議の結果、すべての案件について原案のとおり可決しました。

また、議会からは「主要地方道黒磯羽田野線の歩道整備を求める意見書の提出」「速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書の提出」「放射能汚染対策に関する要望書の提出」の意見書案件3件が提出され、原案のとおり可決しました。

陳情については、7ページのとおりとなりました。

市長提出案件

補正予算

■平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号） —賛成多数—

人事院勧告及び職員の人事異動等に伴う過不足調整や、国・県補助事業の変更・決定等に伴う調整のほか、東日本大震災及び台風15号による災害復旧及び東京電力福島第一原子力

発電所事故による放射能汚染対策事業等を行うため、予算総額を432億5416万9千円に増額したものです。

討論
早乙女順子議員（反対）

住基システム改修は、外国人住民の利便性を図るのでなく、入管法と住基ネットの連動で国家による個人の監視が目的である。

吉成伸一議員（賛成）

今回の補正でも本市にとつて最も

重要課題である放射能対策事業として放射線量測定器や給食食材の放射能検査が計上されている。

■平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） —全員賛成—

人件費の過不足調整を行うため、予算総額を7億2160万8千円に減額したものです。

■平成23年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） —全員賛成—

人件費の過不足調整のほか、平成23年度分介護納付金の確定に伴う予算措置を行うため、予算総額を130億1723万6千円に減額したものです。

■平成23年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）

人件費の過不足調整を行うため、予算総額を6億3097万6千円に減額したものです。

－全員賛成－

人件費の過不足調整を行うため、予算総額を6億3097万6千円に減額したものです。

■平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

－全員賛成－

人件費の過不足調整のほか、国庫補助事業の補助金予算執行留保の解除に伴う工事費追加を行うため、予算総額を2億4544万7千円に増額したものです。

■平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）

－全員賛成－

人件費の過不足調整のほか、消費税還付金確定等に伴う予算措置を行うため、予算総額を1億6502万1千円に増額したものです。

■平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）

－全員賛成－

人件費の過不足調整を行うため、収益的支出の予定額を23億4775万7千円、資本的支出の予定額を19億8289万2千円にそれぞれ減額したものです。

条例案件

ること」に改めたものです。

■那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について

－賛成多数－

関係法令改正に伴い、根拠法や条項の改正を行うもので、主な改正内容は、審議会名を「スポーツ推進審議会」と改め、審議会の所掌事務として「地方スポーツ推進計画その他スポーツの推進に関する重要事項」等を明記したものであります。

－全員賛成－

■那須塩原市総合計画審議会条例の一部改正について

－全員賛成－

地方自治法一部改正に伴い、「地方自治法に基づく」と規定していた市の基本構想について、「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための事務」と変更したものであります。

■那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び那須塩原市体育施設条例の一部改正について

－全員賛成－

関係法令改正に伴い、2本の条例の改正を行うもので、主な改正内容は、別表区分の「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に改めることや、体育施設設置の目的を「スポーツ活動の推進を図ること」に改めたものです。

平山 啓子議員（賛成）

厳しい経済状況及び雇用情勢に対応した税制の整備を図るために関係法令との整合性を保ち早急な対応を図るための改正である。

■那須塩原市都市計画税条例の一部改正について

－全員賛成－

人事院勧告に基づき、2本の条例の改正を行うもので、主な改正内容は、給料表を平均0・23%の減額改定、現給保障の基礎額を0・49%減額したものであります。

■公の施設の指定管理者の指定について

－賛成多数－

職員の給与が、暮らしや子育てに必要な水準になつているか正確に把握し、独自に判断すべきで、一時金で取り返すのは正しくない。

その他の案件

■那須塩原市税条例等の一部改正について

－賛成多数－

市内56箇所の「公の施設」の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、「指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称」「指定管理者となる団体の名称」「指定の期間」について、議会の議決を求めたものです。

■公の施設の指定管理者の指定について

－賛成多数－

地方税法等一部改正に伴い、2本の条例の改正を行うもので、主な改正内容は、市税における過料等の租税罰則の上限を10万円に引き上げることや、上場株式等の配当や譲渡益に係る軽減税率の期間を延長する措置を講ずるものであります。

■市と地域の連携による事業の実現について

－賛成多数－

申告なしの罰金を3万円から10万円に引き上げ、株式の売買益は国に沿つて半分に据え置く、世界の流れに逆行する税改正には反対。

選定のための審査基準を見直し、更なる経費の削減、より充実した

サービスの向上への努力が見受けられる。

早乙女順子議員（反対）

図書館運営に関するモニタリングや評価が確立していない状態ではサービスの質の向上が望めず、指定管理者に任せるのは時期尚早。

■那須地区広域行政事務組合規約の変更について

一全員賛成

規約中の「共同で処理する事務」から「広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関する事務」と「ふるさと市町村圏計画の策定及び当該計画に基づく事業の実施に関する事務」を削除し、「那須地区夜間急患診療所の管理運営に関する事務」を追加するため、議会の議決を求めたものです。

めたものです。

■町及び字の区域の変更並びに町の区域の設定について

一全員賛成

那須塙原駅北土地区画整理事業の施行の結果、現況に符合しない字の区域が生じたため、全面的な変更が必要となることから、議会の議決を求めたものです。

■土地改良事業の施行について

一全員賛成

台風15号により被災した農地の復旧に当たり、国庫補助災害復旧事業として事業費が確定したことから、事業施行について、議会の議決を求めたものです。

議員提出案件

■放射能汚染対策に関する要望書の提出について

一全員賛成

本市は、平成23年3月11日に発生した東北地方沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されることになりました。

■主要地方道黒磯黒羽線の歩道整備を求める意見書の提出について

一全員賛成

主要地方道黒磯黒羽線の鍋掛交差点から黒羽方面へ約1kmの区間は、子ども達の通学路や地域住民の生活道路として大変重要な区間ですが、トラック等の大型車両も頻繁に通行し大変危険な状況です。このため、一日も早く子ども達や地域住民の安心で安全な生活が実現されることを願い、歩道整備の早期実現を求めるため要望するものです。

意 見 書

■放射能汚染対策に関する要望書の提出について

一全員賛成

本市は、平成23年3月11日に発生した東北地方沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されることになりました。

市民のこれ以上の外部被ばく、内部被ばくのリスクを回避し、安心で安全な生活を守るために、本市、県下における被ばくリスクを正確に把握するとともに、県を挙げての適切な対処が必要です。よって、栃木県に対し4項目の速やかな実施を求めるため要望するものです。

■栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

一全員賛成

平成24年4月1日から「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤災害に対する補償事務」と「公立学校の非常勤の学校医等の公務災害に対する補償事務」を組合において共同処理するもの及び、栃木県後期高齢者医療広域連合が組合に加入することについて、議会の議決を求

■速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書の提出について

一全員賛成

捜査段階における密室での違法、不当な取り調べを防ぐため、また、強引な取り調べによる足利事件などの冤罪を二度と起こさないために、取り調べのすべての過程の録音・録画は欠かせないことです。このため、取り調べのすべてを可視化することの速やかな実現を求めるため要望するものです。



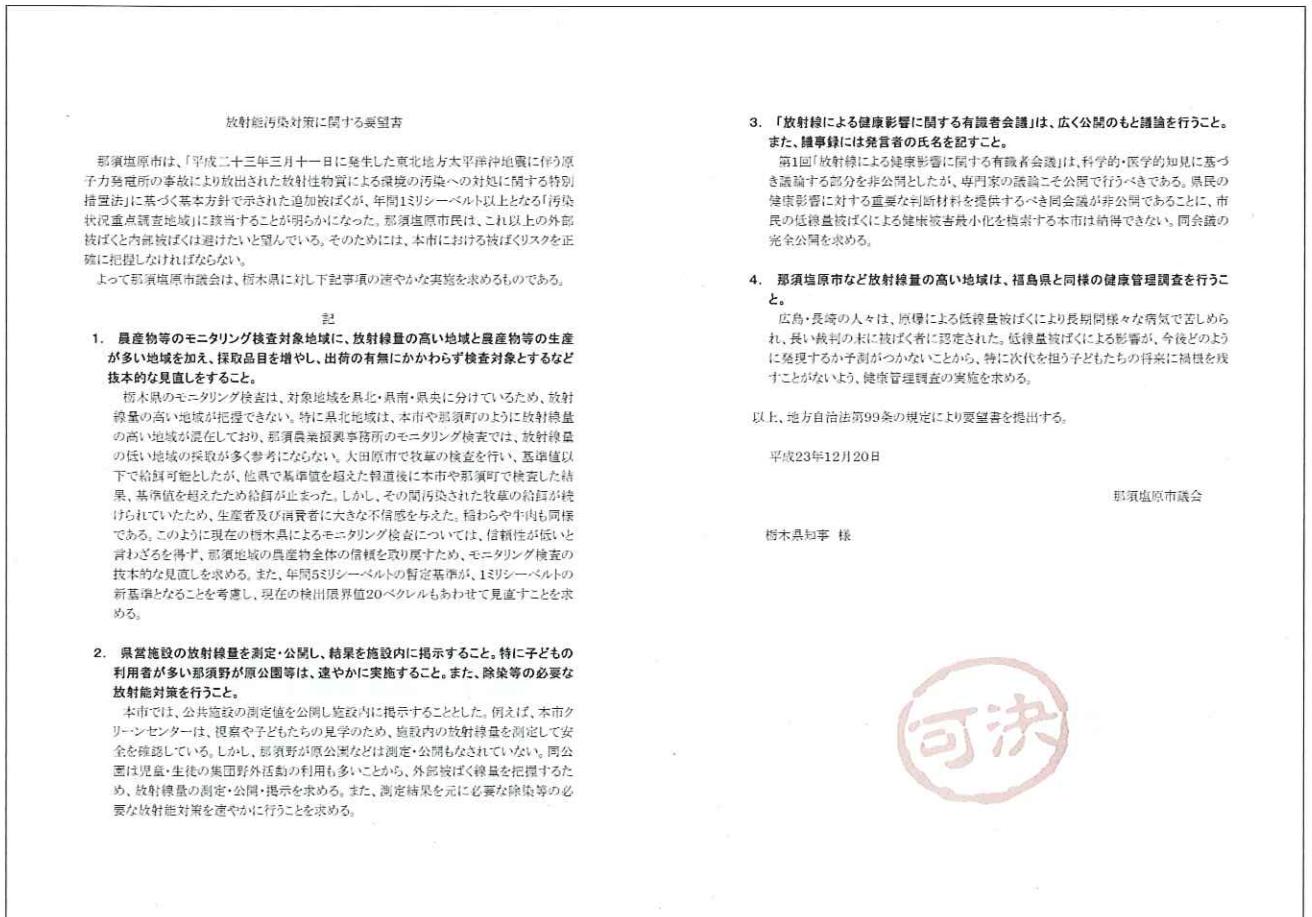
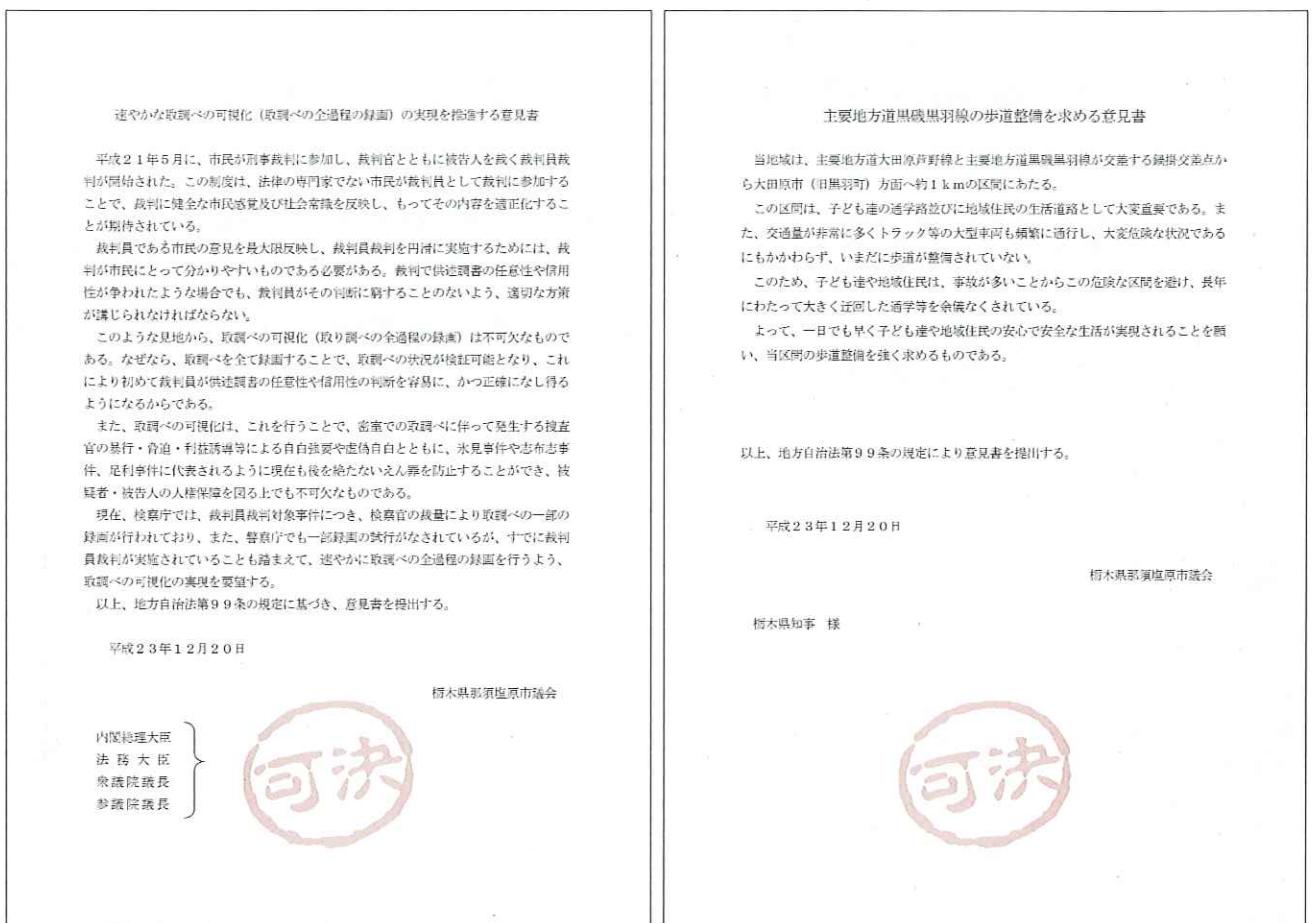
<http://www.city.nasushiobara.lg.jp>

市議会会議録の

閲覧・検索ができます

ホームページで定例会・臨時会会議録の閲覧・検索ができます。
ぜひご利用ください。

<http://www.city.nasushiobara.lg.jp>



平成23年第6回那須塩原市議会

各議員の議案に対する賛否の状況

・賛否の分かれた案件のみ記載しています。そのほかの案件は全員賛成で可決されました。

議員名 案件名	櫻田 貴久	鈴木 伸彦	松野 寛人	大山 恭人	平野 武	伊藤 豊美	磯飛 清芳	岡本 真紀	鈴木 好一	高久 俊郎	眞壁 瑞穂	岡部 寿一	齋藤 芳隆	中村 菊一	人見 順子	早乙女 弘子	植木 行暢	関谷 啓之	平山 幸英	木下 俊吾	室井 ひろひ	山本 はるひ	東泉 富士夫	相馬 義一	吉成 伸宏	玉野 弘明	菊地 東征
議案 第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算 (第8号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案 第62号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案 第63号 那須塩原市税条例等の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案 第65号 公の施設の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

【○】は賛成

【×】は反対

【欠】は欠席

【不】は不在席

(議長) 君島 一郎

【本文へ】

人と自然が
ふれあうやすらぎのまち
那須塩原

文字サイズの変更 [拡大] [元に戻す] [拡大] 色の変更 1 2 3 4 フリガナ 音声読み上げ

サイトマップ English 中文 한국 Português Español 日本語

サイト内検索 検索 検索方法

トップページ 暮らしのガイド 観光情報 施設案内 イベント 農林漁業・商工業 市政情報

現在位置：那須塩原市トップページ > 市議会 > 議会会議録 平成23年 平成23年9月委員会会議録

市議会 平成23年9月委員会会議録

関連ファイル

- 経営企画常任委員会(Adobe PDFファイル 301.5KB)
- 福祉教育常任委員会(Adobe PDFファイル 401.9KB)
- 産業環境常任委員会(Adobe PDFファイル 207.0KB)
- 建設水道常任委員会(Adobe PDFファイル 258.3KB)

【委員会録】配信中!

各常任委員会の会議録を配信しています。
付託議案に対する常任委員会内での審査
内容をぜひご覧ください。

<http://www.city.nasushiobara.lg.jp>

平成23年第6回那須塩原市議会定例会 陳情審議結果

12月定例会で審議された陳情の結果は次のとおりです。

区分	受理年月日	件 名	提出者住所・氏名	結 果
陳 情	H23. 9. 8 (第3号)	県道黒磯黒羽線の歩道整備に関する陳情書	那須塩原市鍋掛1655 樋沢自治会長 高根澤美利 他3名	採択
	H23. 11. 16 (第5号)	原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情	宇都宮市一条4丁目5-11 大木一俊法律事務所内 原発いらない栃木の会 代表 米田 軍平 島田 晴夫	継続審査
	H23. 11. 17 (第6号)	取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の速やかな実現を推進する決議・意見書採択の陳情書	宇都宮市小幡2丁目7-13 栃木県弁護士会 会長 横山 幸子	採択



■ 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を推進する決議・意見書採択の陳情書

早乙女順子議員（賛成）
無実の人の自由を奪う冤罪を無くすには、取り調べの可視化が必要である。いまだに法制化が実現できないのは国政の怠慢である。

高久好一議員（賛成）
えん罪事件や検察・警察の強引で不当な取り調べが相次いで明らかとなり、一部の可視化は改ざんの恐れがあり、全面可視化が不可欠。

■ 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を推進する決議・意見書採択の陳情書

討論
—全員賛成—

高久好一議員（賛成）
県へ、子ども達の通学と地域住民の生活道路の安心・安全のため、歩道の整備が早急に実現するよう、意見書の提出を強く求める。

■ 県道黒磯黒羽線の歩道整備に関する陳情
討論
—全員賛成—

平成23年度 各常任委員会所管事務調査報告

総務企画常任委員会（山本はるひ委員長）は、平成23年11月18日に、栃木県庁及び小山市を訪問しました。

栃木県庁、小山市ともに「防災・災害対策」について、所管事務調査を行いました。



栃木県小山市役所

産業環境常任委員会（齋藤寿一委員長）は、平成23年11月14日～16日の日程で、北海道千歳市、室蘭市、江別市を訪問しました。

千歳市では「千歳市観光振興計画と戦略的な取り組み」、室蘭市では「室蘭環境産業拠点形成事業」、江別市では民間農場の取り組みとして「乳製品の加工及びバイオガスプラント」について、所管事務調査を行いました。



北海道千歳市役所

◆各常任委員会の調査報告書は閲覧することができます。
詳しくは議会事務局までお問い合わせください。
那須塩原市議会事務局 ☎ 0287-62-7181



岡山県倉敷市役所

建設水道常任委員会（岡本真芳委員長）は、平成23年11月14日～16日の日程で、岡山県倉敷市、広島県三原市、尾道市を訪問しました。倉敷市では「景観計画・景観条例」、三原市では「汚泥再生処理センター整備事業」、尾道市では「公共下水道事業」について、所管事務調査を行いました。

請願・陳情の提出のしかた

市民の皆さんの意見・要望等について、市議会へ請願及び陳情を提出する制度があります。

請願・陳情はいつでも受け付けております。当市議会では、年4回（3・6・9・12月）の定例会が開催されており、開会の10日前までに提出されたものが、その定例会で審議されます。

詳しくは議会事務局までお問い合わせください。（☎0287-62-7181）

【請願・陳情は、次の要領で提出してください。】

- ◎あて先（那須塩原市議会議長あて）、提出年月日、及び趣旨・理由等を簡潔に書いてください。
- ◎住所・氏名をはっきり書いて、必ず押印してください。
- ◎請願を提出する場合は、様式に従って紹介議員（那須塩原市議会議員）の記名押印が必要となっています。
- ◎請願・陳情者が多数のときは、代表者を決めてください。

※受理されたものは、関係する委員会（総務企画・福祉教育・産業環境・建設水道等）で審査をいたしますので、他種類にわたる場合は、別々の請願・陳情として提出してください。

※必要により図面（その他資料）を添付してください。

請願（陳情）内容
(趣旨、理由を書いてください。)

平成 年 月 日
那須塩原市議会議長あて
○○に関する請願（陳情）
紹介議員 <input checked="" type="checkbox"/>
(陳情の場合、紹介議員は必要ありません。)
請願（陳情）者
住所
氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 他 名

平成24年第1回 臨時会

- 2月3日 -

—臨時会のあらまし—

去る2月3日、平成24年第1回那須塩原市議会臨時会が開催されました。

市長からは、承認案件2件、報告案6件の合計8件が提出され、原案のとおり可決しました。

議会からは、報告案件2件、選挙案
件1件が提出され、原案のとおり可決
しました。

市長提出案件

報告案件

■専決処分の報告について「損害賠償の額の決定及び和解」

一報 告 損害賠償の額の決定及び和解について、6件の報告がありました。

■専決処分の承認を求めるにつけ
いて【平成23年度那須塩原市一般会
計補正予算(第9号)】－全員賛成－
平成24年1月22日に執行した那須
塩原市長選挙及び那須塩原市議会議
員補欠選挙に必要な経費です。予備
費において減額調整するものであります。
歳入歳出予算総額に変更ありません。
■専決処分の承認を求ることにつ
いて【訴えの提起】－全員賛成－

議員提出案件

議員案件

■常任委員会委員選任の報告について

卷之三

欠員となつてゐた福祉教育常任委員会委員に金子哲也議員を委員として選任したものです。

■議会運営委員会委員選任の報告について

会派

一報

会派名；真心会



かねこ てつや
金子 哲也

市民目線で市役所改革を・子どもにつけを回さない放射能及び産廃対策を・工業から文化へ『文化芸術活動を経済・観光危機の起爆剤に』

市民目線で市役所改革を・子どもにつけを回さない放射能及び産廃対策を・工業から文化へ『文化芸術活動を経済・観光危機の起爆剤に』

1月22日に那須塩原市長選挙と同時に執行された那須塩原市議会議員補欠選挙で新たに当選された議員を紹介します。

議員の紹介

ここが
聞きたい!

会派代表質問に1会派、市政一般質問に12議員

12月2日から7日までの日程で会派代表質問、及び市政一般質問が行われました。それぞれの議員が、様々な課題に対して活発な質問を行いました。質問内容の一部を要約して掲載します。

12月2日

- ① 敬清会 【玉野 宏 議員】 12
(1)総合計画後期基本計画について
(2)「産業廃棄物最終処分場の立地規制方策等に資する周辺環境影響等に関する調査研究」の報告について
(3)新エネルギーへの取組みについて

12月5日

- ①磯飛 清 議員 13
(1)那須塩原クリーンセンターの安全対策について (2)省エネルギー対策について
(3)「生きがいサロン推進事業」と「自動体外式除細動器（AED）」配備について
②山本はるひ 議員 13
(1)市民との協働によるまちづくりについて (2)小中学校適正配置基本計画の進捗状況について
(3)職員の人材育成について
③鈴木 紀 議員 14
(1)那須塩原市地域情報化計画について (2)下水道事業について
④若松 東征 議員 14
(1)那須塩原市総合計画後期基本計画について (2)本市農商工の振興について

12月6日

- ⑤早乙女順子 議員 15
(1)福島原発事故による放射性物質による環境汚染への対処について
(2)福島原発事故による放射性物質が健康に与える影響に対する対策について
(3)高齢者福祉施策、介護保険事業の課題について
⑥眞壁 俊郎 議員 15
(1)議会改革について (2)総合計画後期基本計画について
⑦菊地 弘明 議員 16
(1)上下水道行政について (2)教育行政について
⑧高久 好一 議員 16
(1)介護保険について (2)子ども医療の拡充とワクチンの補助について
(3)デマンドタクシーを活用した公共交通の拡充を (4)不登校・いじめ対策について

12月7日

- ⑨鈴木 伸彦 議員 17
(1)第1次那須塩原市総合計画後期基本計画について (2)LED化推進について
(3)赤田工業団地中間処理施設建設と今後の対策について
⑩平山 啓子 議員 17
(1)学校のアレルギー疾患等に対する取り組みについて (2)少子化対策の一環として
(3)地域防災計画の改定について
⑪岡本 真芳 議員 18
(1)不登校対策と宿泊体験館メープルの検証について (2)活気ある庁舎づくりについて
(3)景気対策について
⑫東泉富士夫 議員 18
(1)県道の歩道整備について (2)市道拡幅整備について

各議員の質問した内容を録画映像で配信しています。市議会ホームページをぜひご覧ください。

※ 各議員の掲載内容は、質問した議員自らが項目・問答の内容を選定しています。

- ◆12月議会傍聴者数 のべ 24人
◆12月議会インターネット中継アクセス数 のべ 1,649人

会派代表質問 & 市政一般質問

新たな視点での取り組みが求められる

那須塩原市総合計画後期基本計画について



玉野 宏議員

答

市長 庁内に産業廃棄物処理施設設置し、検討を進めてきた。産業廃棄者と地域住民との紛争を予防する目的で、地域住民への説明会や環境保全協定の締結などを義務づける方策の実施が妥当との報告を検討委員会から受けている。しかし、福島大学の報告にもあるように、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱との調整や当該方策に基づき手続きをすることで、結果的に産廃処理施設の設置を認めることになるのではないか等、解決すべき問題点も多く検討を続けている。

答 問

農林業の振興の具体的な取り組みについて伺う。

市長 農業の振興については、戸別所得補償制度や農地利用集積などの国の施策を市政に運用するとともに、農業のヘルパー制度ともいべきシルバーファーム制度を機能させ労働力の供給を行うなど、農業者の生産意欲の向上、農業経営の安定や拡大を進めていく。林業の振興については、松くい虫防除対策事業や有害鳥獣保護管理事業などの実施により、明るく安全な里山林の整備促進を図る。

「産業廃棄物最終処分場の立地規制

方策等に資する周辺環境影響等に関する調査研究」の報告について、福島大学の報告における立地規制のあり方の検討について、今後、市の対応は。

答 問

新会社に期待している。

市長 栃木県発再生可能エネルギー・ビジネスモデル創造特区については、栃木県が申請を行っており、3次評価を通過すれば12月中には特区指定される見込みと聞いています。市としては、創造特区推進協議会の構成員となっているので、地域の状況を共有し、小水力発電事業による再生可能エネルギーの有効活用、新産業創出による雇用の創出、電力の地域内利用などによる地域活性化が推進されるよう、事業主体となる

新工エネルギーへの取り組みについて、市の対応と動向を伺う。

答 問

小水力発電の特区申請について、市の対応と動向を伺う。

市長 栃木県発再生可能エネルギー・ビジネスモデル創造特区については、栃木県が申請を行っており、3次評価を通過すれば12月中には特区指定される見込みと聞いています。市としては、創造特区推進協議会の構成員となっているので、地域の状況を共有し、小水力発電事業による再生可能エネルギーの有効活用、新産業創出による雇用の創出、電力の地域内利用などによる地域活性化が推進されるよう、事業主体となる

INFORMATION

インターネット生中継配信中！

本会議の模様（生中継）をホームページでご覧いただくことができます。
録画映像も配信しておりますので、ぜひご利用ください。

※この議会中継は那須塩原市の公式記録ではありません。

公式記録は会議録をご確認ください。

※アクセスが集中した場合や、ご使用になるパソコンの性能・利用環境によっては、正常にご覧いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。







※この議会中継は、那須塩原市議会の公式記録ではありません。
公式記録は会議録をご覧ください。
※快適をご覧にならな場合は、Microsoft社のWindows Media Player（無償）が必要です。お持ちでない方はMicrosoft社のホームページから入手し、インストールしてください。
※議会中継を見た方が同時にご観になった際に、快適がうまく表示されない場合があります。
※システムは、OS第一、第二水準の文字で構成されています。
そのため入名や地名など、会議録等一部異なる場合があります。
※議会中継を見た方が同時にご観になった際に、快適がうまく表示されない場合があります。

Windows Media Player

那須塩原市議会より No.40
平成24年2月20日発行

12

「太陽光発電」設置に補助金制度導入



磯飛 清 議員

一般住宅のほか事業所も対象とする。平成24年度からの導入を目指している。

防犯灯の「LED化」を
防犯灯の設置、維持管理の状況
を伺う。

生活環境部長 現在の蛍光灯
基であり、設置、維持管理する自治会等に設置費や維持管理費を補助している。

答 生活環境部長 平成22年度の補助金決算状況を
伺う。

答 生活環境部長 設置補助金は、
165基に対し262万円、管
理補助金は7402基に対し、13
99万円である。

答 LED防犯灯の補助制度の内容
と市の所管について伺う。

答 生活環境部長 現行の蛍光灯防
犯灯の補助制度に加え、LED
の新設及び付け替え、移設も補助対
象に追加する。1基（電柱なし）の
場合、約7万4千円に対し3万7千
円、1基（電柱あり）の場合は4万
7千円に対し2万5千円となり、設
置費の約半分を補助する。LED防
犯灯は、蛍光灯防犯灯に比べ、初期
投資は高いが電気料や寿命、二酸化
炭素の削減など長期的メリットは十
分あると考える。

答 生活環境部長 1キロワット当
たり5万円、上限20万円の補助
である。年間に300件、5カ年で
1500件の補助を考えているが、
要性を考え導入の準備を進めている。
補助金制度の内容、実施時期を
伺う。

答 生活環境部長 本市は導入していない一般家庭
向け太陽光発電補助金制度につ
いて、県内各自治体の状況を伺う。
答 生活環境部長 県内26市町のうち、
23市町が導入している。

答 本市が導入してこなかつた理由
及び今後の方針を伺う。

答 生活環境部長 ある程度経済的
に余裕があると見られる一部の
市民にだけ補助することは問題があ
るとして導入してこなかつた。しか
し、東電福島原発事故以降、低炭素
社会の実現、再生可能エネルギーの
推進、省エネルギーの推進を図る必
要性を考え導入の準備を進めている。

市民との協働のまちづくり



山本ばるひ 議員

市民と協働で行う除染について伺う。

答 副市長 除染に取り組む範囲は
広大になるので、市民や自治会
等と連携して進めることが必要。汚
染土壤の仮置き場の確保が最大の課
題で市民との協働で解決しなければ
ならない。

答 防災や防犯、自治組織などがひ
とつのところでおさまるような
総合的な市民協働推進の部署が必要
ではないか。

答 副市長 提案型協働のまちづく
り支援事業の展開のために統括
する市民協働推進室の新設をはかり
たい。

答 副市長 「那須塩原市協働のまちづくり
指針」の市民や団体への周知方
法について伺う。理解を深めるため
に条例をつくるという考えはあるか。

答 副市長 来年度から市民提案
型協働のまちづくり協議会を設置し、
団体との交流会や会報の発行を予
定している。これにより市民、行
政双方の情報共有を図りたい。こ
れらの説明会を開催したいと思っ
ている。条例については今後の課
題としたい。

答 副市長 取り組みについて伺う。
人事評価制度について、今後の
職員の人材育成・評価制度について

答 総務部長 既に23年度の異動に
おいて、係長昇進について一部
評価を参考にした。24年度について
も、こういった評価を参考に人事異
動をしていきたい。

答 市民と行政職員とのパートナ
ーとしての協働について
あることが条件だと考える。行政が
企画と立案、実施するに当たつて市
民に協力を求めるではなく、政策立
案から市民に参画してもらう、その
ために情報共有・公開が重要になる。
いきたい。

答 総務部長 管理職への昇進につ
いては年功序列ではなく、人事
評価を基本としている。そのため
も評価制度の向上を図りたい。昇任
試験導入については、今後検討して

1 - 市政一般質問

1 - 市政一般質問

2 - 市政一般質問

答 生活環境部長 本市は導入していない一般家庭
向け太陽光発電補助金制度について、
県内各自治体の状況を伺う。

答 生活環境部長 本市が導入してこなかつた理由
及び今後の方針を伺う。

答 生活環境部長 ある程度経済的
に余裕があると見られる一部の
市民にだけ補助することは問題があ
るとして導入してこなかつた。しか
し、東電福島原発事故以降、低炭素
社会の実現、再生可能エネルギーの
推進、省エネルギーの推進を図る必
要性を考え導入の準備を進めている。

答 生活環境部長 1キロワット当
たり5万円、上限20万円の補助
である。年間に300件、5カ年で
1500件の補助を考えているが、
要性を考え導入の準備を進めている。
補助金制度の内容、実施時期を
伺う。

市民との情報の共有化 本市ホームページの充実について



鈴木 紀 議員

問 那須塩原市地域情報化計画における、ホームページの充実は。
答 企画部長 12月1日に見やすさ、使いやすさを念頭に更新を行った。

問 テレビの難視聴対策の進捗状況と今後の見通しについては。
答 企画部長 地上波テレビ放送が完全デジタル化されたことにより、市内では50地区、2980世帯の難視聴地区が発生している。平成25年度までにはテレビの視聴が可能になる予定である。

問 下水道の放射能対策
答 副市長 平成22年度末の下水道汚水処理及び施設維持(耐震化を含む)における現状と課題は。

問 普及率は51・6%であり、従来に比べ普及率が上がらない状況となつてゐる。今後とも効率的な公共下水道区域内の整備や下水道区域外での合

問 放射能対策の取り組みは。
答 副市長 下水道使用料の一本化について 料金統一に向けた見直しの検討を進めたい。放射能対策の取り組みについては、下水道汚泥の放射性物質の濃度測定や空間放射線量の測定を定期的に行い、常時状況を把握しながら、下水道施設の適正な運転管理に努めていく。

問 カーアカデミー那須高原の西側は下水道整備の計画はあるのか。
答 上下水道部長 ポンプ施設などによる整備計画があり、平成24年から25年の2ヵ年で着手する。

問 公民館などを活用した、地元での放射能測定値の説明会は。

答 上下水道部長 自治会とよく相談し、必要性があるとなれば、そういう説明もしていきたい。

併処理浄化槽の設置支援を行い、生活排水処理人口普及の向上に努める。また、施設維持においては、2つの処理場と約460kmの管渠施設があるが、経年劣化が進行し、対応が求められる時期に入つた。那須塩原市下水道中期ビジョンに基づく耐震化向上を進めるとともに、既存施設の長寿命化対策を行う必要があり、水処理センターでは点検、劣化診断調査の一部に着手している。

問 下水道使用料一本化の検討と、

問 放射能対策の取り組みは。

問 安全に安心して暮らせるまちづくりについて伺う。

答 副市長 災害に強いまちづくりが求められている。市民一人一人が安全に安心して暮らせるよう、自防災組織の支援や放射能対策事業を行うとともに、子育て環境の整備や高齢者等の見守りに関する施策を推進する。

問 市民との協働によるまちづくりについて伺う。

答 副市長 市民も施策立案や事業に参画し、市民と行政、あるいは市民と市民の協働によるまちづくりを進めていく。市民主体によるまちづくりへと発展させていくため、NPO団体等、組織の育成に努めるとともに、市民提案型事業を実施していく。

問 個性が輝くまちづくりについて伺う。

答 産業観光部長 市内にはアグリバル塩原などの農業観光振興施設や、そろいスクエアアクアスなどの中心市街地活性化施設があり、それらを有効活用することが重要である。

問 旧那須塩原警察署跡地を産業活性化拠点施設の候補地とする考えはあるか。

答 産業観光部長 市内にはアグリバル塩原などの農業観光振興施設や、そろいスクエアアクアスなどの中心市街地活性化施設があり、それらを有効活用することが重要である。また、那須塩原市商工会と連携し民間施設を利用した活性化事業も進めている。従つて、旧那須塩原警察署跡地を含めた産業活性化のための拠点施設を新たに整備する予定はない。

市の将来像に近づくため、共生の視点に立った行動を 那須塩原市総合計画後期基本計画について



若松 東征 議員

問 基幹産業の創出や地場産業の活性化において協働の視点をどのように活用しているか。

答 副市長 市民も施策立案や事業に参画し、市民と行政、あるいは市民と市民の協働によるまちづくりを進めていく。市民主体によるまちづくりへと発展させていくため、NPO団体等、組織の育成に努めるとともに、市民提案型事業を実施していく。

問 旧那須塩原警察署跡地を産業活性化拠点施設の候補地とする考えはあるか。

答 産業観光部長 市内にはアグリバル塩原などの農業観光振興施設や、そろいスクエアアクアスなどの中心市街地活性化施設があり、それらを有効活用することが重要である。また、那須塩原市商工会と連携し民間施設を利用した活性化事業も進めている。従つて、旧那須塩原警察署跡地を含めた産業活性化のための拠点施設を新たに整備する予定はない。

行政と市民が協働し、知恵を出し合つことが必要

放射性物質による環境汚染への対処は

国は求めているが、本市ではどのようにするのか。



早乙女順子 議員

5 - 市政一般質問

【問】 汚染状況重点調査地域に対して、既に行つた除染費用は放射性物質汚染対処特措法の適用となるのか。

【答】 企画部長 毎時0・23マイクロシーベルト以上で、各市町が今後策定する除染実施計画の内容に即していれば、必要かつ合理的な範囲内で遡及し、補助対象とすることは可能である。

【問】 除染実施計画の策定に当たつて、地域住民参加のもとで行うべきと考えるが、どのように行うのか。

【答】 企画部長 市の全体的な除染計画については国の指針に沿つて策定するが、除染により発生した汚染土壌の仮置き場や除染の優先度など大きな課題であるため、地域での除染実施計画については、市民の参画をお願いしていきたい。

【問】 除染で生じた土壤などの仮置き場を市町村ごとに確保するよう

【問】 地域包括ケアシステムの導入に対する市の考え方は。

【答】 保健福祉部長 地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化のほか、地域包括ケアの基盤づくりや行政と地域の関係機関・団体ネットワークの整備を推進する必要があると考える。介護予防・日常生活支援総合事業の創設に対する市の考えは。

【問】 保健福祉部長 要支援者、二次予防事業対象者に対して、地域の社会資源の活用等を図りながら、介護予防や配食、見守りなどの生活支援サービス等を総合的に提供する事業であるが導入については市町村が判断をすることになつていて。本市においては、従前から一般財源で配食サービス等の生活支援サービスを取り組んでいるので、今後、これらのこととの整合性を含め、導入についての研究を進めたい。

6 - 市政一般質問

【問】 少子・高齢化の進行、社会経済情勢の変化、分権への対応など、新たな課題解消に向けた取り組みは。

【答】 企画部長 平成27年以降に予想される人口減少や少子・高齢化の一層の進行に伴う課題の解消における、子どもを安心して産み、育児ができるよう子育て世代の支援や、健康維持増進施策に取り組んでいく。

【問】 保健福祉部長 要支援者、二次予防事業対象者に対して、地域の社会資源の活用等を図りながら、介護予防や配食、見守りなどの生活支援サービス等を総合的に提供する事業であるが導入については市町村が判断をすることになつていて。本市においては、従前から一般財源で配食サービス等の生活支援サービスを取り組んでいるので、今後、これらのこととの整合性を含め、導入についての研究を進めたい。

【問】 優先的に改善を要すべき今後の重点改善項目は、後期基本計画にどのように反映されたのか。

【答】 企画部長 アンケートの結果、組むべき施策として、雇用・就労環

魅力あるまちづくりの積極的な推進
総合計画後期基本計画について



眞壁俊郎 議員

境の充実が最も上位になつたところである。後期基本計画では、企業誘致に対する助成制度等を創設し、企業立地や雇用の促進を図る施策に積極的に取り組んでいく。

【問】 協働のまちづくりで具体的な施策が示されているが、具体的な進め方はどのようなのか。

【答】 企画部長 まず、市民がみずから実践する協働のまちづくりの推進と、協働のまちづくり推進体制の整備の2項目については、市民提案型協働のまちづくり支援事業や協働のまちづくり推進協議会の設置等により、協働のまちづくりの実践支援及び普及啓発を進めていく。3項目の具体的な施策である市事業への協働の導入推進については、統一的な手法等をまとめた手引書の作成や、協働事業を推進するための具体的な行動計画を策定し、実行性の高い協働の導入推進に努める。4項目の情報の発信、収集と共有化については、情報なくして参画なしとの考え方から、ホームページを活用するなど、情報の発信、収集、共有が容易な環境整備を進める。5項目の市のイメージアップの推進については、合併10周年事業にあわせ、市のイメージアップとなる事業の実施を検討していく。

詳細な説明を求める

下水道におけるマンホールふたについて



問 汚水ふた、雨水ふたについて、業者（メーカー）、代理店はどのようになっているのか。また、シェアについて詳細な説明を伺う。

答 副市長 本市発注の下水道で使用するマンホールふたは、日本下水道協会の規格に準ずる那須塩原市下水道用マンホール蓋仕様書により定めており、メーカー、代理店の指定はしていない。使用実績は、近隣に製造工場を有するメーカーが8割を超えており、地理的な要因と思われる。

問 これまでふたの納入などについて問題点はなかつたのか。

答 副市長 市はメーカーや代理店などを特定せず、価格は栃木県土木工事労務賃財単価表掲載の共通設計単価により積算を行っていることから、下水道工事でのふたの納入について特に問題はないと考える。

問 教育行政について

答 教育長 市内の小学校では登場人物の行動や会話、情景などの叙述に着目させ、読書経験や自分の体験などと関連づけ、自分が感じたことや考えたことをまとめながら読む学習活動を充実させている。

問 「早寝・早起き・朝ごはん」をもう一步進めた運動として「6時半、みそ汁運動」を進めている学校もあるが、教育長の見解は。

答 教育長 朝食の重要性は、基本的な生活習慣の育成ということであり、生徒、児童指導の重要な分野であり、各学校でしっかりと取り組んでいる。さらに、食育の面から総合学習等でも実施しているところである。

問 本市へマンホールふたを納入した業者（メーカー）は何社か。

答 上下水道部長 今まで承認願が出された業者は3社である。各業者への平成22年度の受注価格の総額はいくらか。

問 上下水道部長 ふただけの工事発注は行っていないが、既に公になっている価格をベースに、1枚約6万円程度と考えると、650万円程度の金額になると思われる。

答 上下水道部長 ふただけの工事発注は行っていないが、既に公になっている価格をベースに、1枚約6万円程度と考えると、650万円程度の金額になると思われる。

問 新たな介護計画に向け、国が負担増と利用抑制を強めるなか、介護施設の入所待機者が320人となり、深刻な事態となっている。解消のための施設整備の対応と進捗は。

答 保健福祉部長 特別養護老人ホーム3カ所を含む17の施設及び事業所の整備を進めているが、まだ十分な数に達していない。次期の第5期計画にできるだけ適正な施設及び事業所の数を計上していきたい。

問 「ゆうバス」が定着する一方で路線拡充を求める声がある。公共交通システムのあり方の検討は。

答 副市長 本市の公共交通資源の有効活用の可能性やデマンドバス・タクシーなども含め、本市の特性を考慮した交通システムの構築に向か、昨年設置した公共交通庁内研究会等で検討している。

問 「ゆうバス」を基幹にデマンドバス・タクシー導入の考えは。

答 副市長 「ゆうバス」の事業協定が平成24年までとなっているので、那須塩原市地域公共交通会議等に諮り、できるだけ早く決定していきたい。

問 財政安定化基金の取り崩しと介護給付費準備金を使って、保険料を引き下げる考え方はあるか。

答 保健福祉部長 市では第5期計画期間中に介護サービス利用者及び給付額が増加するものと見込まれることから、保険料の引き下げは困難だが、県から交付される見込みの基金の活用と介護保険料調整基金の取り崩しによって、できる限り保険料の上昇を抑制する考え方である。

問 「ゆうバス」が定着する一方で路線拡充を求める声がある。公共交通システムのあり方の検討は。

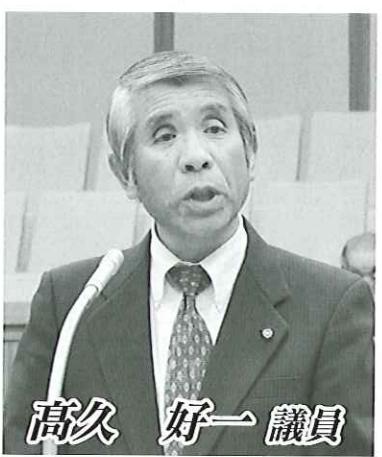
答 副市長 本市の公共交通資源の有効活用の可能性やデマンドバス・タクシーなども含め、本市の特性を考慮した交通システムの構築に向か、昨年設置した公共交通庁内研究会等で検討している。

問 「ゆうバス」を基幹にデマンドバス・タクシー導入の考えは。

答 副市長 「ゆうバス」の事業協定が平成24年までとなっているので、那須塩原市地域公共交通会議等に諮り、できるだけ早く決定していきたい。

高齢者に寄り添う介護と市民の負担軽減を

介護施設入所待機者解消に向けた対応は



不登校に悩む子ども、保護者の駆け込み寺

宿泊体験館メープルの検証について



岡本 真芳 議員

問 児童生徒、保護者をあわせた利用者について、開設メープルの利用状況の推移は。

答 教育長 平成21年度は、児童生徒延べ50人、保護者延べ5人、平成22年度は、児童生徒が延べ137名、保護者が延べ12名、平成23年度10月末時点では、児童生徒が延べ137名、保護者が延べ10名と増加しているところである。

問 メープル及びサポートセンター利用後の学校への復帰状況は。

答 教育長 平成21年度は実利用者30人のうち16人、53%が、平成22年度は実利用者57名のうち27人、47%が翌年度の5月末時点の調査で学校復帰を確認している。

問 活気ある庁舎づくりについて

答 お客様満足度を向上させる基本取り組みは。

問 総務部長 でに、数度にわたって接遇や接客応対に関する研修を実施し、あいさつを初め、社会人としての基本的なマナー・ルールの習得を図っています。また、人事評価においては、職員の倫理感についても評価しており、その中で、あいさつや身だしなみなどが身についていない場合は、上司から部下に対し、具体的な指摘の上、指導を行っている。このほか、折に触れ、文書等でも周知啓発している。

問 経済産業省による景気対策について

答 副市長 キヤラバン隊の手ごたえはどのようであつたか。

問 市政課長 主要地方道矢板・那須線、関谷宿交差点から青葉台団地入り口まで西側約500m区間は、周辺住宅を初め、市営住宅、ハロー・プラザ、青葉台団地などがあり、人の流れも少なくない。また、この県道は、車の通行量が多く、スピードも出ているため、歩行者にとって安全とは言い難い状態である。この区間の歩道整備について、本市の考えを伺う。

答 建設部長 須線の歩道整備については、歩道が整備されていない区間の整備を関係市長で構成している整備促進期成同盟会から県へ要望を行っている。また、質問区間は、生徒の通学に伴う安全確保の観点から、箒根中学校側に歩道が整備されている。当面は、歩道が設置されていない区間の整備を優先的に要望していきたいと考える。

歩行者の安全確保

歩道設置に向け県への要望を求める



東泉富士夫 議員

問 市道N幹1-12、赤田通り線、約1350m周辺には、年々、新興住宅が増え、交通量も多くなっている傾向が見られる。さらに今後もこの一帯は住宅が建つ要素を持つ地域であり、将来的には道路周辺に多くの住宅が建つことも予測される。現在の市道は、多少広いところもあるが、極端に狭いところがあり、歩行者や児童生徒にとって安全とは言いがたい状況にある。今後、地域の発展と車社会、安全・安心を思うこと、市道の拡幅は地域住民が望んでいることである。市道N幹1-12拡幅整備について、本市はどのように考えているか伺う。

答 副市長 市道赤田通り線は、国道400号から市道赤坂通り線までの延長が1350m、舗装幅員が3mから6mの道路である。沿線には住宅が点在し、車両のすれ違いが困難な箇所があることは承知している。しかしながら、本路線は通過交通も少ないことから、整備の優先度が低いため、当面拡幅整備の予定はない。

問 市道の修繕については、当然安全を確保するという観点から、今後とも適正な維持管理に努めていきたいと考える。

議会を傍聴してみませんか

定例会は**3月・6月・9月・12月**に開催されます。

次の定例会(3月議会)は、**3月2日(金)**開会予定です。

詳しい内容はホームページをご覧ください。

→ <http://www.city.nasushiobara.lg.jp>



第57回 関東北かるた大会



かんとうほく 関東北かるた大会

栃木県で初めて開催されたかるた大会です。
今回で第57回目を迎える県内外からたくさんの参加者が集まりました。

【編集後記】

梅のつぼみがほころぶ季節となり、春の訪れが待ち遠しく感じられます。昨年は、東日本大震災という未曾有の大災害発生により、まさしく激動の1年であり那須塩原市内においても大きな被害を受けました。現在も放射能汚染等による風評被害・健康面での不安が続いているますが1日も早く安心・安全な那須塩原市を取り戻せるよう新市長が先頭に立って全力で取り組むことが大切だと思います。

また、今年はうるう年ということで、夏季オリンピックがロンドンにて開催されます。那須塩原市出身のアスリートには是非とも出場していただきたいですね。最近は、箱根駅伝にも、当市の高校出身選手がたくさんエントリーされており活躍しております。とてもうれしく思います。

まもなく、3月議会が始まります。最近は、議会を傍聴してくださる方が年々増えてきており昨年1年間では、255名の方が足を運んでくださいました。市民の皆様に開かれた活気のある議会を目指していきますので是非とも傍聴にいらしてください。また、分かり易く親しみやすい議会だよりを作りたいと思いますので、ご意見ご感想をお聞かせください。

(大野)

議会だより編集委員会

○櫻田 貴久 ○高久 好一
松田 寛人 大野 恭男
平山 武 平山 啓子

◆読みやすく、親しみやすい紙面づくりのために、ぜひご意見をお聞かせください。

◆議会だよりに関するお問い合わせ・ご意見は議会事務局まで。

[E-mail] gikai@city.nasushiobara.lg.jp [TEL] 0287(62)7181

那須塩原市議会基本条例(素案)について 市民の皆さんのご意見を募集しています

那須塩原市議会では、「議会の憲法」と呼ばれる議会基本条例の制定に向け取り組んでまいりました。この議会基本条例は、議会運営に関する最高規範として位置づけられ、市民に対して開かれた議会であるための手段や、議会として積極的に政策立案・提言を行うことなど、議員自らに責務を課した条例です。

このたび、本条例を制定するに当たり、市民の皆さんのご意見を募集しています。

詳細については市ホームページをご確認ください

ホームページアドレス

<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>

※ホームページのトップ画面左側にございます「市民参画」中の「パブリックコメント(市民意見募集)からお進みください。



○那須塩原市議会基本条例(素案)

地方分権改革は、地方公共団体自らの責任において、組織と運営に関する様々な決定を行うことで、国や県との関係を従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化させた。

また、市民が議会の議員と自治体の長とを直接選挙するという二元代表制の下、那須塩原市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが負託にこたえなければならない。

このため、那須塩原市議会は、住民自治の原則にのっとり、真の地方自治実現に向け、市長その他の執行機関と緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場で、市の政策決定や事務の執行を監視し、評価し、政策立案及び政策提言を行うものである。

そこで我々那須塩原市議会は、自らを律し、市民参加を拡大し、るべき市政を実現するため、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

目的

第1条 この条例は、那須塩原市議会の基本理念及び議員の活動原則を定め、合議制の意思決定機関としての議会の果たすべき役割を明確にするとともに、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点や課題を広く市民に明らかにすることを目的とする。

基本理念

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関として市民の意思を反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

議会の活動原則

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 情報の公開を図り、議会活動を説明する責任を果たし、開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 政策の決定を行うとともに、市の事務執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 議案を審議するとともに、独自政策の立案及び提言に取り組むこと。
- (4) 議会改革に継続して取り組むこと。

議員の活動原則

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議員は、一部の市民、団体及び地域に偏ることなく、市民全体の福祉向上のために活動すること。
- (2) 議員は、議会活動を市民に説明する責務を有すること。
- (3) 議員は、議会が言論の場であり、合議制の機関であることに立脚し、議員間討議を推進すること。
- (4) 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めること。

委員会

第5条 委員会は、議会における政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

2 委員会は、請願及び陳情の審査に当たって、提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

会派

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議員の活動を支援するとともに、審議能力の向上のために調査研究を行い、政策立案及び政策提言に努めるものとする。

市民と議会との関係

第7条 議会の会議は、公開を原則とする。

- 2 議会は、有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。
- 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

議会報告会

第8条 議会は、討議内容及び議決事項の報告をするとともに、市政全般の課題について市民と意見交換を行うため、議会報告会を開催するものとする。

- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

市長等との関係

第9条 議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、独立して対等な立場で相互に牽制し、均衡と調和の関係の保持に努めるものとする。

- (1) 本会議における議員と市長等は、質問又は質疑の際、論点及び争点を明確にするため、一問一答で行うものとする。
- (2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議員の質問に対して反問することができる。
- (3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。

議会審議における提案説明

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等について、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 必要とする背景
- (2) 立案及び執行における市民参画の有無とその内容
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

地方自治法第96条第2項の議決事件

第11条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
- (2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画のうち、期間が3年以上のもの
- (3) 市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの
- (4) 姉妹都市又は友好都市の締結
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるもので議会規則で定めるもの

議員間討議の原則

第12条 言論の場である議会は、本会議及び委員会において市長等に対する出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由な討議を中心に運営しなければならない。

調査研究

第13条 議会は、議案及び市長等の事務に関する調査を行うほか、議員に対し、市政及び議会運営に関する課題解決のために必要な調査研究を行わせるものとする。

政務調査費の活用と公開

第14条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項の規定により交付される政務調査費は、議員及び会派の政策立案、政策提言、審議能力向上等のために活用されなければならない。

- 2 議員及び会派は、政務調査費の使途を公表するとともに、説明をする責務を有する。
- 3 議会は、政務調査費の収支報告書及び関係する資料を公開しなければならない。

議会事務局

第15条 議長は、議会の政策形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るものとする。

議会図書室

第16条 議会図書室は、誰もがこれを利用できる。

- 2 議会は議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

広報広聴機能の充実

第17条 議会は、市民の意向の把握及び多様な広報手段を用いた情報提供に努めるものとする。

議員の政治倫理

第18条 議員は、職務に関する倫理を保持し、公正を疑わせるような行為をしてはならない。

議員定数

第19条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。

議会制度及び運営の見直し

第20条 議会は、制度や運営の方法について、継続的な見直しを行うものとする。

条例の見直し

第21条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。